

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年3月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210310	岩手県北自動車株式会社 (法人番号 2400001005014) 代表者松本順	岩手県盛岡市厨川1丁目17番18号	五戸営業所	青森県三戸郡五戸町 字下も沢向13番地167号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和3年1月21日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。